

研究論文

中学校体育理論領域におけるオリンピック教育について  
—探索的調査を基にした現状把握と課題提起—<sup>1</sup>

近 藤 智 靖 (スポーツ教育学研究室)<sup>2</sup>

滝 沢 洋 平 (大学院：教育・コーチング学系)<sup>3</sup>

片 桐 正 広 (大学院：スポーツ教育・健康教育学系)<sup>4</sup>

田 中 雄 大 (大学院：スポーツ教育・健康教育学系)<sup>4</sup>

竹 内 孝 文 (大学院：スポーツ教育・健康教育学系)<sup>4</sup>

Abstract

The purpose of this research was to investigate attitude and vision of junior high school PE teachers for “Theory of sport and physical education” and “Olympic Education”. We conducted a survey of 112 PE teachers. There were 101 valid respondents.

The main results were as follows:

1. On average, teachers taught twice or three time of “Theory of sport and physical education” in a year.
2. About 30% of PE teachers thought that “Theory of sport and physical education” was beneficial for junior high school students and about 17% of them thought that they weren’t good enough for teaching those contents.
3. About 50% of PE teachers had no experience of teaching “Olympic Education” in PE classes.
4. About 40% of PE teachers thought that they might not teach “Olympic Education” in PE classes.

These results suggested that it will be difficult to develop “Olympic and Paralympic Education” in PE classes post 2020 and it will be necessary to educate PE teacher the teaching theories and methods of “Olympic and Paralympic Education”.

Keywords: Theory of sport and physical education, Olympic and Paralympic Education,  
Junior high school teacher

キーワード：体育理論, オリンピック・パラリンピック教育, 中学校教師

<sup>1</sup> Olympic Education in “Theory of sport and physical education” of junior high school: Understanding of current status and issue in exploratory research

<sup>2</sup> Kondoh Tomoyasu

<sup>3</sup> Takizawa Youhei

<sup>4</sup> Katagiri Masahiro, Tanaka Yudai, Takeuchi Takafumi

## 1. 緒言

2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催にむけて、残すところ3年ほどとなり、全国各地でオリンピック・パラリンピック教育が展開されている。そのアプローチは多様であり、スポーツ庁や組織委員会、東京都をはじめとした全国の地方自治体、さらには、協賛企業や大学、NPO等で取り組みがなされているが、近年における我が国のオリンピック・パラリンピック教育の先行事例として主に以下の4つを挙げることができる。

- ①スポーツ庁・組織委員会・全国の地方自治体の取り組み
- ②東京都内の各学校の取り組み
- ③筑波大学の「オリンピック教育プラットフォーム」の取り組み
- ④協賛企業やNPOの取り組み

以下では、上記について簡単に触れる。なお、②については、①とも深く関連しているが、東京都は開催の中核を担う自治体であることから、①とは別に触れる。

- ①スポーツ庁・組織委員会・全国の地方自治体の取り組み

2015年に設置された「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」において、オリンピック・パラリンピック教育にかかわり「全国的あるいは地域的な推進体制の整備を図ることが喫緊の課題である」<sup>1)</sup>と指摘されており、スポーツ庁を中心として、全国規模でのオリンピック・パラリンピック教育の推奨体制作りが始まっている。この動きに呼応するように、主な地方自治体、たとえば、福岡県、長崎県、熊本県、高知県、石川県、広島県、宮城県、岩手県、京都府等の教育委員会を中心に、大学と連携を図りながらオリンピック・パラリンピック教育の取り組みが始まっている。

- ②東京都内の各学校の取り組み

開催地の中核を担う東京都では、東京都教育委員会を中心とした「4×4の取組」が展開されている。「4×4の取組」とは、「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」、「文化」、「環境」という4つのテーマと、それにかかわる、「学ぶ(知る)」「観る」「する(体験・交流)」「支える」の4つのアクションを組み合わせたものである。この「4×4の取組」を基軸として、様々な取り組みを行っている<sup>2)3)</sup>。

たとえば、2016年度には、オリンピック・パラリンピック教育重点校として100校の公立学校を指定し、「ボランティアマインドの醸成」「障がい者理解の促進」「スポーツ志向の普及・拡大」「日本人としての自覚と誇りの涵養」「豊かな国際感覚の醸成」などのテーマ別にオリンピック・パラリンピック教育の推進を図っている<sup>4)</sup>。また、こうした重点校のみならず、東京都内の全ての公立学校において、オリンピック・パラリンピック教育が実施されている。こうした学校では、体育科をはじめとした各教科における学習指導はもちろんのこと、総合的な学習の時間、特別活動といった時間の中で、アスリートや外国人との交流、大会参加国の産業や文化などの学習、礼儀作法やマナー・エチケットなどの授業を展開している。国際理解教育や我が国の伝統文化教育、さらには環境教育とも関連しており、多様な実践が展開されている。

- ③筑波大学の「オリンピック教育プラットフォーム」の取り組み

筑波大学は2010年に「オリンピック教育プラットフォーム(Centre for Olympic Research and Education)」(通称、CORE)を設立し、同大学の附属学校や関連諸団体との連携を図りながらオリンピック教育にかかわる研究と実践を推進している。各附属学校での実践研究に加え、学習指導案の提案や現職研修等、様々な視点での取り組みがなされており、その研究成果を冊子にまとめて

いる<sup>5)</sup>。

#### ④協賛企業やNPO法人の取り組み

パナソニックやコカ・コーラなどをはじめとしたオリンピック・パラリンピックを協賛する企業もこうした教育を推進している。たとえば、パナソニックでは、教育支援として、教材提供や校外学習の場の提供を行っている<sup>6)</sup>。また、コカ・コーラでは「オリンピックムーブス」としてスポーツに親しみ、運動をする機会の提供として、学校向けのイベントを実施している<sup>7)</sup>。このように協賛企業におけるCSR活動の一環として<sup>8)</sup>、こうした教育を展開している。その他、日本オリンピック・アカデミーのようなNPO法人において、各種のコロキウムやセッションが開催されている。

上記のように様々な組織・団体がオリンピック・パラリンピック教育に関与しており、こうした取り組みの一つ一つが2020年の大会成功に向けた機運づくりとレガシーづくりを企図としたものとなっている。こうした取り組みは、今後3年の間にさらに拡大を見せるものと考えられる。

もっとも、オリンピック・パラリンピック大会の有無にかかわらず、現行の中学校と高等学校の学習指導要領並びに同解説保健体育編では、体育理論領域（以下、体育理論）において、オリンピックをはじめとした世界規模のスポーツイベントに関する意義や価値、あるいはその課題について指導をしていく点が明記されている。具体的には、中学校学習指導要領解説保健体育編では、以下のような記述がなされている。

オリンピック競技大会や国際的なスポーツ大会などは、世界中の人々にスポーツのもつ教育的な意義や倫理的な価値を伝えたり、人々の相互理解を深めたりすることで、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていることを理解できるようにする。また、メディアの発達によって、スポーツの魅力が世界中に広がり、オリンピック競技大会

や国際的なスポーツ大会の国際親善や世界平和などに果たす役割が一層大きくなっていることについても触れるようにする<sup>9)</sup>。

また、高等学校学習指導要領解説保健体育編では、以下のような記述がみられている。

現代のスポーツは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしており、その代表的なものにオリンピックムーブメントがあること、オリンピックムーブメントは、オリンピック競技大会を通じて、人々の友好を深め世界の平和に貢献しようとするものであることを理解できるようにする。また、競技会での勝利によって賞金などの報酬が得られるようになるとドーピング（禁止薬物使用等）が起こるようになったこと、ドーピングは不当に勝利を得ようとするフェアプレイの精神に反する不正な行為であり、能力の限界に挑戦するスポーツの文化的価値を失わせる行為であることを理解できるようにする。その際、ドーピングが重大な健康被害を及ぼすことについても取り上げるようにする。なお、指導に際しては、中学校で「国際的なスポーツ大会などが果たす文化的役割」を学習していることを踏まえ、オリンピックムーブメントとドーピングに重点を置いて取り扱うようにする<sup>10)</sup>。

このように中学校では、大会の教育的な意義や倫理的価値、さらには世界平和への貢献を中心とした肯定的な面を指導し、高等学校では、オリンピックムーブメントに加え、ドーピングを代表とする否定的な面を指導する内容となっている。学習指導要領並びに同解説保健体育編において、オリンピックという文言はたびたび記されており、明確な指導内容の一つとして位置づいていることが分かる<sup>11)</sup>。

しかし、学校現場で実際にオリンピック・パラリンピック教育を展開していくのは、中学校や高等学校の場合、主に保健体育科の教師が中心にな

ると考えられるが、その意識はどのようになってい  
るのであろうか。筆者の予想としては、こうした教育  
に対する教師の意識は高くないのではないかと考  
えている。その予測の論拠となっているのは、以  
下の先行研究である。

笹生らは、「高等学校における体育理論の授業実  
態に関する研究」<sup>12)</sup>と題して、体育大学に在籍す  
る大学生を対象とし、高等学校在学中の体育理論  
に関する実施状況について調査を行っている。そ  
の中で、「体育理論の授業が実施された」と回答し  
た割合が33.6%、「実施されていない」が44.5%  
、「覚えていない」が21.9%と報告している。こ  
の数値から、「実施されていない」と「覚えてい  
ない」をあわせてみると約65%の学生が体育理  
論を受けた経験が記憶にないと考えられる。その  
割合は、全体の約3分の2にあたる。ほぼ同様の  
調査としては、友添の先行研究<sup>13)</sup>をあげること  
ができる。友添も大学生を対象に、体育理論に  
関連した知識を確認しているが、高校で学んでお  
くべき基礎的な用語を多くの学生が知らないと報  
告している。

おそらくこうした体育理論の実施が高等学校に  
おいて低調な背景には、様々な要因が考えられる  
が、一つの要因として、教科指導に対する教師の  
意識があるのではないかと考えられる。教科指導  
の大半が体育の実技と保健であることから、体育  
理論を一つの単元や一つの授業として取り上げる  
必要性や機会を感じていないのではないかと予想  
される。

ちなみに、高等学校における体育理論は、1960  
年に改訂された高等学校学習指導要領から現在に  
至るまで一貫して一つの領域として位置付けてお  
り、約50年以上の月日が経過しているが、未だ  
十分に定着していない。一方、中学校は、平成  
20年の学習指導要領から体育理論が初めて導入  
されたものの、それ以前にも「体育に関する知識」  
としてほぼ同様の領域は存在していたといえる。

このように高等学校における体育理論の実施に  
関する調査では、その実施率は低調であり、オリ

ンピックに関する指導の実施についても低調が予  
想されている。こうした一連の研究は大学生を対  
象とした高等学校時代の経験に限定されるが、お  
そらく中学校においてもほぼ同様の結果が予想さ  
れる。ただし、実際にはどのようになっているの  
であろうか検討される必要がある。

そこで、本研究では、今後のオリンピック・パ  
ラリンピック教育の方策を検討するための一助と  
して、簡便な調査用紙を用いて探索的調査を実施  
する。具体的には、保健体育科の教師を対象とし  
て質問紙調査を実施し、その実態の一部を明らか  
にすると同時に、今後のオリンピック・パラリン  
ピック教育について提起していきたいと考えてい  
る。なお、今回は、中学校の教師の意識に限定を  
する。というのも、中学校の体育理論は、生徒が  
はじめてオリンピックの教育的な意義や価値に触  
れるものであり、中学校の教師の意識を明らかに  
しておくことは、今後の状況を展望するうえで重  
要であると考えている。また、今回の調査では、  
現行の学習指導要領における文言と対応させるた  
めに、パラリンピックという用語は含めず、オリ  
ンピックという用語に限定している。

## 2. 研究方法

### 2.1 対象と期間

中学校保健体育科の教師（平均経験年数12.90  
年±10.78、講師経験を含む）を対象として、山形  
県A市で2015年9月9日、埼玉県B市で2015  
年10月27日、大阪府C市で2016年1月15日  
に質問紙調査を実施した。回答の総計数は112で  
あり、有効回答数は、101であった。今回の質問  
紙調査は、ランダムサンプリング法を採用し、保  
健体育科の教科指導に関わる市の研修会の席で実  
施した。なお、調査の趣旨を理解いただいた教師  
にのみに参加をしてもらい、質問紙の記入は研修  
会の終盤で実施し、会の終了時に回収をした。

### 2.2 質問紙の内容



今回の調査はあくまで実態と課題の把握を目指す初歩的な探索的調査であり、且つ、教師が短時間で記入できる極めて簡便な質問紙を作成した。質問内容は、教師としての経験年数等の基本情報に加えて、「各学年の体育理論の実配当時数」「体育理論に対する教師の意識」「オリンピックを授業で扱った経験の有無」「扱った場合の指導の方法」「オリンピックを今後取り扱う予定の有無」の5つに限定した。この5つの質問内容を問うた理由は下記の通りである。

まず、1つ目の「各学年の体育理論の実配当時数」については、体育理論の授業が実際に行われているか否かを調べるためである。文部科学省によれば、各学年につき3単位時間の授業をあてることが定められている。しかし、先記した笹生らの研究にもあるように、高等学校では多くの学校で実施していない可能も指摘されており、中学校において3単位時間が実際に配当されているか否かを確認するための内容である。

2つ目の「体育理論に対する教師の意識」については、先記したように、教師の意識が体育理論の低調の要因ではないかと予想している。無論、教員養成や現職研修において体育理論に関して十分な指導がなされていない、といった養成や研修制度における課題や、保健体育科の教師が学校においてどのような役割を周囲から期待され、教材研究に割ける時間がどれくらいあるかといった学校内における保健体育科の教師に対する役割期待も一方で予想されるが、直に教師自身が、体育理論の授業をどのように感じているかを確認する必要があると考える。そのために設定した内容である。

3つ目と4つ目の「オリンピックを授業で扱った経験の有無」「扱った場合の指導の方法」については、学習指導要領解説にはオリンピックの意義や価値について指導する旨が規定されているが、実際にはどうなのか、またどのように指導されているのかといった本研究の中核的な問いである。

5つ目については、「今後オリンピックを扱う予定の有無」についての質問であるが、この回答

状況は、2020年東京大会以降、オリンピック教育が継続されるか否かを示す一つの指標となると考える。「扱わない」という回答が多数みられる場合には、2020年以降のオリンピック教育の展開には、暗雲が立ちこめていると考える。

以上が、5つの質問項目の概ねの根拠である。

なお、記入方法については、通例、一つの設問に対して4件法や5件法を採用するが、本研究はあくまで初歩的な探索的調査であり、且つ教員研修の終了後という極めて時間的な制約があったため、簡便で短時間で記入が必須となっている。そのため、質問項目については、次元の異なる選択肢を一つの問いに組み込み、並列に扱わざるを得ない調査項目となっている。たとえば、2つ目の「教師の意識」については、選択肢として、「『体育理論』についてはどのように感じていますか」という大きな設問を提示し、回答選択肢として「体育理論の内容は生徒にとってためになる」「体育理論は生徒の体育に対する関心が高まる」といった生徒に対する有益性の視点と、一方で、「教えることが得意である」「不得意である」「多岐にわたって広すぎる」といった指導方法に対する意識とを混在させた質問をしている。そのため、あらかじめ断っておくが、統計的な視点から正確な調査にはなっていない。また、特定の先行研究を基盤とした質問紙ともなっていない。しかし、今後の研究やオリンピック・パラリンピック教育を展開していく上での基礎資料を得るための探索的調査として位置づけている。なお、他の質問に対する選択肢については、結果と考察のところで簡単に説明をする。なお、回収したデータについては単純集計のみを試みた<sup>14)</sup>。

### 3. 結果と考察

#### 3.1 年間配当時間の平均

1つ目の質問として、各学年の体育理論への年間配当時数を尋ねたが、平均時数は表1の通りであった。

表1 各学年の配当平均時間数

学年	1年	2年	3年
平均時間	2.71	2.64	2.7

表1にも見られるように、いずれも年間2~3時間程度は実施しており、文部科学省が推奨する3単位時間の実施を堅持する教師が多数いたことがわかる。

### 3.2 体育理論に対する教師の意識

表2 体育理論に対する教師の意識

質問項目	ためになる	関心が高まる	教えるのが得意	教えるのが不得意	指導内容が広範囲
人数	51	60	12	31	22
割合	29%	34.1%	6.8%	17.6%	12.5%

次に2つ目の質問として、体育理論に対する教師の意識に関する問いに対して、先記した通り、生徒への有益性、指導の得手不得手、指導内容といった異なる次元を包含した選択肢を提示し、複数回答をしてもらった(表2)。その結果、体育理論は、「体育理論の内容は生徒のためになる」「体育理論を生徒の体育に対する関心が高まる」と回答が多く、体育理論それ自体について、教師は生徒にとって肯定的な効果があると感じている回答が多く見られた。しかし、体育理論を不得手とする教師も一定数見られており、また、「指導内容の範囲が広すぎる」と感じている教師も一定数見られている。さらに、自由記述欄には、「各授業に含まれているものなので、種目の中で、帯で入れていく方が良いと思う」「オリンピックを取り上げて授業をしたところ、道徳のようになってしまった」「興味のある子はおもしろい分野であるが、無関心の子も多い」といった否定的な記載も見みられている。

こうした点からすると、体育理論の授業を今後展開していくために、不得手な教師に対して、授業を構成する方法や、指導内容の設定の仕方に関わって、研修機会を保障していくことが大切にな

る。これは、自由記述欄にも見られた、「種目の中で、帯で入れていく」「無関心の子も多い」という指摘にも関連しており、教師自身が授業に対して十分なイメージを持っていないことからくる意見であると考えられる。

### 3.3 オリンピックを授業で扱った経験

次に3つ目の質問として、オリンピックを授業で扱ったことがあるかないかについて尋ねた。その結果、表3のようになった。

表3 授業で扱った経験

	あり	なし
人数	48	53
割合	47.5%	52.5%

この表に見られるように、オリンピックを授業で扱ったことのない教師が半数存在していた。無論、質問紙の回答者の中には、初任教师も含まれており、全ての学年を担当したことがない教師がいても不思議ではないが、回答者の平均経験年数が約12年であり、また、現行の学習指導要領が完全実施になってから数年の月日がたつと考えると、扱ったこと無いという数値はかなり多いものと考えられる。

### 3.4 授業の方法

次に4つ目の質問として、3.3で「あり」と回答した教師に対して、どのような授業の方法を採用しているかについて尋ねた。選択肢は、「オリンピックの映像を見せた」「オリンピックに関係する人を招待して話をしてもらった」「オリンピック理念について話をしたり、考えさせたりした」「出場国について調べ学習をした」「オリンピックの中で起こる様々なマイナス事例(ドーピングや商業主義など)について考えさせた」の5つ選択肢の中から複数回答をもらった。

表4 授業の方法

	映像	招待	理念	出場国	マイナス事例
人数	28	2	28	4	15
割合	36.4%	2.6%	36.4%	5.2%	19.5%

表4から、「オリンピックの映像を見せた」「オリンピック理念について話をしたり、考えさせたりした」という点が約36%となっており、高等学校で取り扱うドーピングなどの問題を中学校で取り扱う場合も約20%となっていた。また、近年のオリンピック教育の中で、アスリート達と触れあうといった企画がたびたび行われているが、そうした方法を採用している教師は2名に留まっていた。

この結果を見ると、本来高等学校で取り扱うべき内容を中学校でも扱ってしまっており、指導内容の系統性が十分に考慮されていない状況が起きていると考えられる。また、今回調査対象となった3つの市は比較的人口の多い地域であるが、そうした都市部であっても、オリンピック関係者を招聘し、直に触れあう機会を持つことは難しい状況にあると考えられる。

### 3.5 オリンピックの今後の扱い

5つ目の質問として、「オリンピックについて今後は授業で扱いますか」と尋ねたが、結果は表5の通りである。

表5 オリンピックの今後の取扱い予定の有無

	あり	なし
人数	62	39
割合	61.4%	38.6%

表5にもみられるように「あり」が約60%に対して、「なし」が約40%となっている。現行の学習指導要領においてオリンピックについての取扱いが記載されているにもかかわらず、今後も取り扱わないと回答する教師が多数いる。「取り扱う予定あり」と回答した教師に対して、その理由を書く自由記述欄を見ると、次のような意見が

挙げられている。

「東京オリンピックに向けて興味関心を高めたり、競技だけではなくオリンピックの意義についても理解できるようにしたい」

「世界中が注目するオリンピックを通して、競技者、運営者、ボランティア、大会役員、審判など、様々な役割に関心を持ち関わって欲しい」

「テレビで放送されることもあり、様々な種目に触れることができる。また運動する、観戦する、運営する。それぞれの立場を考えることができる」

「大きな目標に向かっていく精神的努力を人生に向かって生かしてもらいたい。そして部活など限られた種目で生活している現在と今後これまでより多くの種目に出会い自分の輝く場所を見出して欲しいから」

「どんな障がいがあってもできるところまでやる姿は、生徒にとっても良い刺激になるから」

「学習指導要領に記載されているため」

このようにオリンピック大会を通じて、その教育的な意義や多様な関わり方、さらには目標に向かうことの大切さや多様性の理解といった点からの回答が見られていた。

一方、「取り扱う予定はない」と回答した教師に対して、同じく自由記述欄を見ると、大半の教師が記載をしていないものの、次のようなことも挙げられている。

「なかなかどのように扱えばよいか自分自身で知識不足」

「時間が取れないため」

「分かりません。取り扱いたい気持ちはあります」

「世界的祭典であり、生徒も興味を持ってテレビ観戦をする者も多いので」

「各領域や種目の中で少し触れる程度で、とりたてて時間を取るということは考えていない」

こうした記述を見ると、取り扱いたくても指導



上の知識がないためにどう取り扱ったらよいか分からないといった点や、時間が確保できないといった点、また、テレビメディアにオリンピック教育は任せておくといった点もみられている。

こうした意見は、今後、体育理論を通じたオリンピック教育を実現していくことの難しさの一端を示すものといえる。

#### 4. まとめ

今回、初歩的な探索的調査を実施したが、その結果から中学校における体育理論とオリンピック教育に関する現状と教師の意識の一端が明らかになった。それをまとめると以下の通りとなる。

- ①体育理論の授業は、年間2～3時間程度の授業を実施している。これは文部科学省が年間3単位時間の実施と規定していることから、その方向性を堅持するものであった。
- ②体育理論は生徒にとって有益であり、体育に対する関心が高まる、と考える教師が多いことがわかった。しかし、不得手であると答える教師が一定数確認できた。
- ③オリンピックを授業で扱ったことのある教師と無い教師が半数ずつであった。取り扱う場合には、映像を見せたり、理念について話したり考えたりする授業が中心となっていた。
- ④オリンピックを今後も体育理論の授業で取り上げる考えはない、と答える教師が40%近くいるということがわかった。その理由として、指導方法に関わる知識不足や時間数などの回答が見られた。

こうした中学校保健体育科の教師を対象とした調査結果をみると、高等学校の授業に対する先行研究の調査と比しても、中学校においては体育理論の授業がしっかりと実施されていることが示唆された。しかし、必要性や意義を十分に教師達は感じ、実際にも指導はしているものの、現実的な時間数や指導方法に関する知識の欠如などもあり、教師の体育理論に対する意識はそれほど高い

ものではない点も明らかになった。また、授業を実施していくには研修等の環境整備が必要であることが分かった。さらに、体育理論においてオリンピックを指導することに十分に意識が向いていない点も分かった。

こうした点は、今後、継続的にオリンピック教育を展開していくためには大きな課題といえる。2020年の大会開催までは、社会的な雰囲気も後押しし、冒頭示した国際理解教育や環境教育、さらには多様性の教育と関連しながら活発にオリンピック教育は展開されていくことが予想される。しかし、大会が終われば、財政面も含めてオリンピック教育が大きく縮小化していくことは容易に想像がつく。そこで、大会後にオリンピック教育の中核を担うのは、保健体育科の教師であるが、その教師の体育理論やオリンピック教育に対する意識は高いものとは言えず、大会後の展望は明るいものとは言えない。筆者は、オリンピック教育が単なる一過性のイベント教育で終わるのではなく、体育理論における一つの指導内容として、継続的に取り組んでいくことが大切であり、それこそが大きなレガシーであると考え、そのためには、体育理論の授業をどのように活性化させるかが大きな鍵になると考える。

最後に本論を閉じるにあたり、以下では、大会後のオリンピック・パラリンピック教育に向けての構想を提案する。

オリンピック・パラリンピック教育の中核となる内容は、現行学習指導要領の中学校並びに高等学校の体育理論で示されているような、理念やその教育的な意義と価値、さらには、ドーピングといった負の側面であると考え、確かに、現在オリンピック・パラリンピック教育に関わり様々な取り組みが展開されており、それは、大変意義深く、大会成功の機運を高め、レガシーづくりに大いに貢献するものと考えている。しかし、大会後は、学校現場に対する時間的負担と教師の多忙感の増大を極力避け、行政面にも過剰な予算の支出を避けていき、教育課程内で定められた授業の



中で展開していくことに限定してはどうかと考える。

ただし、その際の前提として、本研究でも明らかになったように保健体育科の教師がオリンピック・パラリンピック教育を展開できるようになるための環境整備が大切になる。たとえば、研修等を通じて、中学校や高等学校の教師が、自ら指導案を作成するなど、主体的に参加できるワークショップのような研修形態も重要になる。教師にとっては、実技の指導と比べて、座学を中心とする体育理論では、指導方法に対する壁が高いものと予想されるためであり、よい授業のイメージが十分に持っていないともいえる。教師の研修の内容として検討が必要であると考え。

さらには、教員養成課程における体育科教育法等の授業科目においても、体育理論やオリンピック・パラリンピック教育に関わる理念や方法論を積極的に指導していく必要がある。冒頭紹介した、笹生らや友添の調査でも明らかのように、体育理論の思い出がなく、知識も定着していない責任の一端は中学校や高等学校の教師の問題のみならず、教員養成課程を有する大学にもあると考えられる。今後、内容面や方法面での課題が見られるが、一つ一つを解決していくことが、オリンピック教育を継続的に展開していくための鍵となる。

なお、本研究は、初歩的な探索的調査ではあったが、研究方法上の課題を多々抱えており、今後は統計的な手法を駆使しながら、学校現場の実態を再度把握し、課題克服に向けての方策を検討していく必要がある。また、調査に協力をいただいた、山形県 A 市、埼玉県 B 市、大阪府 C 市の教育委員会並びに教師の皆様には厚く御礼を申し上げます。

#### 注及び引用参考文献

<sup>1)</sup> オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議(2016)オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告. p.7. (参照

日 2017 年 2 月 6 日)

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/010\\_index/shiryo/attach/\\_icsFiles/afiedfile/2016/10/05/1377947\\_003\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/010_index/shiryo/attach/_icsFiles/afiedfile/2016/10/05/1377947_003_1.pdf)

<sup>2)</sup> 東京都 (2015) 2020 年に向けた東京都の取組 - 大会後のレガシーを見据えて. 東京都オリンピック・パラリンピック準備局総合調整部計画課. pp.43-47.

<sup>3)</sup> 東京都教育委員会 (2016) 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針 (参照日 2017 年 2 月 6 日)

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/2016/pr160114b/jisshi.pdf>

<sup>4)</sup> 東京都教育委員会 (online) 平成 28 年度オリンピック・パラリンピック教育重点校の指定について (参照日 2017 年 1 月 16 日)

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/2016/pr160414c.html#ichiran>

<sup>5)</sup> 筑波大学 (online) オリンピック教育プラットフォーム (参照日 2017 年 1 月 22 日)

<http://core.taiiku.tsukuba.ac.jp/>

<sup>6)</sup> パナソニック (online) (参照日 2017 年 1 月 22 日)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/citizenship/child/education.html>

<sup>7)</sup> コカ・コーラ (online) (参照日 2017 年 1 月 22 日参照日)

[http://www.cocacola.co.jp/ahl/\\_/move2](http://www.cocacola.co.jp/ahl/_/move2)

<sup>8)</sup> CSR とは、企業の社会的責任 (corporate social responsibility) という言葉の略語であり、企業を社会的存在と捉え、社会的な責任を負うといった考え方である。各企業のみならず、日本経済団体連合会などの団体や各種法人においてもこうした取り組みがなされている。

<sup>9)</sup> 文部科学省 (2008) 中学校学習指導要領解説 保健体育編. 東山書房. p.138.

<sup>10)</sup> 文部科学省 (2009) 高等学校学習指導要領解説 保健体育編. 東山書房. p.97.

- 11) 現行の学習指導要領では、パラリンピックの記述はなく、次期学習指導要領において新たに位置づけられることが待たれている。
- 12) 笹生心太・中村平（2016）高等学校における体育理論授業の実態に関する研究。東京女子体育大学女子体育研究所所 10. p.31.
- 13) 友添秀則（2011）体育理論はなぜ必要か。佐藤豊・友添秀則編著。楽しい体育理論の授業をつくろう。大修館書店。pp.5-6.
- 14) 今回調査をした全てのデータについて、経験

年数別によるクロス集計をした。経験年数は、1年目から5年目、6年目から10年目、11年目から20年目、21年目以上という4つの区分にした。それは、経験年齢別に体育理論やオリンピックについての扱いが変わってくるのではないかといた予測があったからである。しかし、結果として経験年数には関係がないということも分かった。そのため、本研究の本文では単純集計に留めている。

（受理日：2017年2月24日）